

# 雄武町農業委員会委員の募集について

このたび、雄武町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、次のとおり雄武町農業委員会委員の募集を行います。

- 募集人数** 10人
- 募集方法** 個人からの推薦、団体などからの推薦、一般募集
- 任期** 令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）
- 身分および報酬の額** 雄武町の特別職の非常勤職員 月額25,000円
- 受付期間** 令和8年3月24日(火)～4月20日(月)

## ●主な業務内容

- ・農業委員会総会（6月を除き毎月開催）に出席し、農地の権利移動や転用に係る許可などの審議および決定を行います。
- ・担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動を行います。
- ・関係団体が開催する会議および研修会に出席します。（年数回）
- ・農業者からの相談対応・助言・指導、農業一般における情報提供に関する業務を行います。

## ●推薦および応募の資格

農業委員として推薦を受ける者または募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、そのほかの農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であって、農業委員の選任予定日において、次のいずれにも該当するものとしします。

- ・雄武町に住所を有する者を基本とするが、雄武町外に住所を有する者も妨げない
- ・雄武町の職員でない者
- ・破産手続開始の決定を受けていない者（復権者を除く）
- ・禁錮以上の刑に処せられていない者（刑執行終了者を除く）
- ・雄武町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係事業者でない者

## ●推薦および応募の手続き

所定の届出様式に必要事項を記入のうえ、雄武町農業委員会事務局へ直接提出または郵送により提出してください。  
 なお、届出様式については、雄武町農業委員会事務局に備え付けています。  
 また、雄武町ホームページからもダウンロードができますのでご利用ください。

### (1)推薦の場合の手続き

- ・個人からの推薦の場合、農業者など2人以上が連名し、その代表者が推薦するものとしします。
- ・団体などからの推薦の場合、団体または組織の代表者が団体推薦するものとしします。

### (2)一般応募の場合の手続き

- ・一般応募の場合、募集に応じる者が応募するものとしします。

## ●推薦および受付状況の公表など

推薦を受けた者または応募した者については、受付期間の中間および終了後に氏名、職業、年齢などを雄武町ホームページなどで公表します。

## ●選考方法

雄武町農業委員会委員候補者選定委員会において、書類審査などを実施し、その評価結果を参考に町長が選任し、雄武町議会の同意を得たうえで任命します。

## ●雄武町農業委員会委員の任命

町長が選任した農業委員について、6月議会定例会で同意を得て、任命の通知を行います。

## ●注意事項

- ・提出された届出書などは、返却しません。
- ・推薦または応募に係る経費は、すべて推薦者または応募者の負担となります。
- ・届出書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

☎農業委員会事務局

## 「きのこ菌」の予約受付について

雄武町森林組合では「きのこ菌」の予約を受け付けています。

- 種類
  - ・駒菌1瓶（5百駒入り）
  - ・種菌1瓶（1千cc入り）
- ・いずれもシイタケ・ナメコ・ヒラタケ・タモギタケの4種類
- ※原木（長さ90cm）は、きのこ菌1瓶で16本ほど必要です。原木の数量が少ないため、早めに申し込みをしてください。植菌用ドリルは貸し出しします。

## 警察署の統合計画について

4月1日（午前0時）から、興部警察署と紋別警察署が統合して、一つの警察署になります。  
 紋別警察署は、従来の紋別市、滝上町に加え、新たに興部町、雄武町、西興部村を管轄することになります。  
 興部警察署は、紋別警察署の分庁舎（興部警察庁舎）として運用します。  
 交番（駐在所）は、そのまま存続します。  
 興部警察庁舎では、パトロール活動などにあたる、24時間3交代制の自動車警ら係を配置します。  
 警察相談窓口、交通窓口、猟銃の所持などに関する申請窓口は、継続して設置します。

## 関係機関・団体との連携も、これまでどおり緊密に行います。

## 興部警察庁舎」おいてできる主な手続き

- ・事件・事故の届出
- ・落とし物（遺失物・拾得物）の届出
- ・警察安全相談
- ・ストーカー、DV、虐待などの相談、行方不明者の届出
- ・免許更新、記載事項変更などの運転免許関係の手続き
- ・自動車保管場所証明、道路使用許可、通行・駐車許可などの交通関係の申請
- ・猟銃の所持などに関する申請手続き、猟銃等講習会（経験者）の受講、銃砲刀剣類の一斉検査

## 変更となる主な手続き

- ・落とし物の返還は、原則として紋別警察署で行います。
- ・銃砲刀剣類・火薬類（猟銃関係を除く）、古物営業、風俗営業、警備業、自動車運転代行業などの許可事務は、紋別警察署において手続きが必要となります。
- ・そのほか、不明な点は問い合わせください。

☎北海道警察本部警務課イノベーション推進室  
 ☎011-251-0110



## 《シリーズ》ごみの出し方Q&A

環境衛生係が「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問についてお答えします。

**質問1** 引っ越しの際に出る大量のごみは、どのように処分したらいいでしょうか。

**回答1** 引っ越しや家の片付けなどで大量に出たごみは、直接ごみ処理施設へ持ち込みますようお願いいたします。大量のごみをごみステーションに出してしまうと、地域のほかの方が利用できなくなったり、ごみ収集車に収集ルートのごみを載せざるにできなくなってしまうます。直接ごみ処理施設に持ち込む手段がない方は、町が収集運搬業の許可を与えている業者を案内しますので、環境衛生係までご連絡ください。

**質問2** ごみ処理施設への持ち込み方法について教えてください。

**回答2** 道道美深雄武線の道沿いに旧焼却処理場、その先に最終処分場がありますので、そちらに直接ごみを持ち込むことができます。

各ごみ処理施設の受け入れ品目は次のとおりとなっておりますので適正に分別のうえ、持ち込みしてください。持ち込みの際は、各施設の従業員の指示に従ってください。  
 指定袋に入れていないごみは、10kg当たり80円の処理手数料がかかります。また、粗大ごみも材質に応じた、該当する受け入れ品目の処理施設へ直接持ち込むことができます。

【旧焼却処理場】9時～16時（土・日・年末年始を除く）  
**受入品目** 生ごみ、びん、ペットボトル、プラスチックごみ、空き缶、紙類、廃木材、鉄くず

【最終処分場】9時～15時30分（土・日・年末年始を除く）  
**受入品目** 燃やせるごみ、燃やせないごみ



☎環境生活課環境衛生係